

その他の自転車のルール

自転車は並んで走ってはいけません

自転車は、他の自転車と並んで走ることはできません。

車両の並進の禁止

道路交通法第19条

罰則：2万円以下の罰金又は科料



※並進可の標識のある道路では2台に限って並んで走ることができます。



飲酒運転は禁止です

自転車は車の仲間です。

お酒を飲んでの運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転の禁止

道路交通法第65条第1項

罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



…ながら運転は絶対にやめましょう

- 携帯電話で通話やゲーム等をしながらの運転
- イヤホンで大音量の音楽を聴きながらの運転
- かさをさしながらの運転

これらは、周りへの安全注意を妨げ、自転車事故がふらつく原因になり大変危険ですので絶対にやめましょう。

運転者の遵守事項

道路交通法第71条第6号

大阪府道路交通規則第13条

罰則：5万円以下の罰金

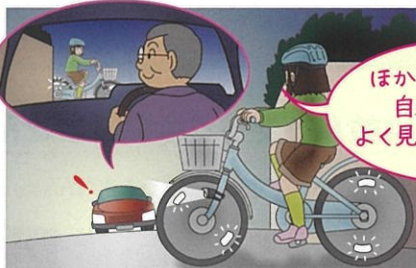


夜は必ずライトをつけましょう

暗くなったら必ずライトをつけ、自転車には反射板を装着するなどし、周りの車や人に気付いてもらえるようにしましょう。

夜間のライト点灯義務

道路交通法第52条第1項
大阪府道路交通規則第10条第1号
罰則：5万円以下の罰金



自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りはできません

自転車は原則一人乗りの乗り物です。
ただし、次の場合には2人以上で乗ることができます。

16歳以上の運転者が、

- 未就学児1人を幼児用座席に乗車させる場合
- 未就学児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- 4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合
(幼児二人同乗用自転車に未就学児2人を同乗させた場合を除く)

※ 幼児二人同乗用自転車は、国内の安全基準であるSGマークやBAAマークなどの付いた安全な自転車を利用しましょう。

※ 未就学児とは、小学校に就学する年齢に満たない児童のことをいいます。



乗車の制限

道路交通法第57条第2項
大阪府道路交通規則第11条
罰則：2万円以下の罰金又は科料



普通の自転車



幼児二人同乗用自転車



普通の自転車



幼児二人同乗用自転車



BAAマーク



SGマーク

自転車にも点検整備が必要です

自転車も車と同じように、いつでも安全で快適に走行できるよう、日常的な点検のほか、自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。

安全点検の合言葉は…



自転車の点検及び整備

大阪府自転車条例第10条

ハラブッタベサ…



自転車を離れる時は、必ずカギをかけましょう

大阪市は、全国で最も自転車盗難が多く発生しており、盗難に遭った自転車の4割は鍵をしていませんでした。

自転車を盗む行為はれっきとした犯罪です。自転車を盗む犯人は、あなたが鍵をかけずにほんの少し離れた隙を狙っています。

大切な自転車を守るため、少しの間でも自転車を離れるときには、必ず鍵をかけましょう。

さらに、2つの鍵をかけたり(ツーロック)、丈夫な鍵をかけたりすることで、より盗まれにくくすることができます。

